

【健康保険被扶養者添付書類一覧表② 子】

注) 扶養認定にあたり所定の書類だけで判断がつかない場合、別途追加書類をお願いすることがあります。

※配偶者がカシオ健保の被扶養者以外の場合は、配偶者の年間収入がわかるものを添付してください。

続柄	申請時の状況	提出書類	提出書類	書類入手先(参考)	
子	収入なし	出生	母子手帳(出生届出済証明の頁コピー)又は出生証明書コピー	※ 夫婦の収入が同等の場合児童手当など確認します。	市区町村
		16歳未満	世帯全員の住民票(続柄の記載があるもの)の写し		市区町村(発行日から3ヶ月以内のもの)
		16歳以上・学生	1. 世帯全員の住民票(続柄の記載があるもの)の写し 2. 在学証明書または有効期限記載の学生証コピー		1. 市区町村(発行日から3ヶ月以内のもの) 2. 学校
		16歳以上・無収入(高校生を除く)	1. 世帯全員の住民票(続柄の記載があるもの)の写し 2. 非課税証明書(コピー不可)	▲ 病気療養中の方・・・医師による診断書(コピー不可) ● 就職活動中の方・・・ハローワークカードコピー	1. 2. 市区町村(発行日から3ヶ月以内のもの) ▲ 医療機関(発行日が3ヶ月以内のもの) ● 公共職業安定所
	収入あり	16歳以上・アルバイト(高校生を除く)	1. 世帯全員の住民票(続柄の記載があるもの)の写し 2. 給与明細3ヶ月分コピー又は雇用契約書コピー 3. 給与額証明書(見込記入)	4. 従前健保の喪失証明書コピー	1. 市区町村(発行日から3ヶ月以内のもの) 2. 4. 勤務先 3. 当組合ホームページ
		障害年金受給者	1. 世帯全員の住民票(続柄の記載があるもの)の写し 2. 年金振込通知書コピーまたは年金改定通知書コピー 3. 所得証明書(非課税証明書)(コピー不可)	※ 収入が年金以外にもある場合は、上記該当欄の必要書類を確認し、提出してください。	1. 3. 市区町村(発行日から3ヶ月以内のもの) 2. 日本年金機構(総務省人事・恩給局)より郵送
	退職した(雇用保険)	(1) 昨年または本年途中で退職者 <input type="checkbox"/> 失業給付を受給する(日額3,612円未満) 注) 障害者の方は5,000円未満	1. 世帯全員の住民票(続柄の記載があるもの)の写し 2. 雇用保険受給資格者証コピー(両面) 3. 離職票1及び2コピー	4. 従前健保喪失証明書コピー	1. 市区町村(発行日から3ヶ月以内のもの) 2. 公共職業安定所(ハローワーク) 3. 4. 退職された勤務先
		(2) 昨年または本年途中で退職者 <input type="checkbox"/> 失業給付を受給しない (辞退者または加入期間不足の方)	1. 世帯全員の住民票(続柄の記載があるもの)の写し 2. 雇用保険失業給付に伴う誓約書1 3. 退職証明書コピー 4. 従前健保喪失証明書コピー	5. 雇用保険資格者資格喪失確認通知書コピー	1. 市区町村(発行日から3ヶ月以内のもの) 2. 当組合ホームページ 3. 4. 5. 退職された勤務先
		(3) 昨年または本年途中で退職者 <input type="checkbox"/> 給付制限期間のみ加入	1. 世帯全員の住民票(続柄の記載があるもの)の写し 2. 雇用保険失業給付に伴う誓約書2 3. 離職票1及び2コピー 4. 雇用保険受給資格者証コピー(両面)	5. 従前健保喪失証明書コピー	1. 市区町村(発行日から3ヶ月以内のもの) 2. 当組合ホームページ 3. 5. 退職された勤務先 4. 公共職業安定所(ハローワーク)
		(4) 昨年または本年途中で退職者 <input type="checkbox"/> 失業給付受給期間延長	1. 世帯全員の住民票(続柄の記載があるもの)の写し 2. 雇用保険失業給付に伴う誓約書3 3. 離職票1及び2コピー 4. 雇用保険受給期間延長通知書コピー	5. 従前健保喪失証明書コピー	1. 市区町村(発行日から3ヶ月以内のもの) 2. 当組合ホームページ 3. 5. 退職された勤務先 4. 公共職業安定所(ハローワーク)
		(5) 昨年または本年途中で退職者 <input type="checkbox"/> 雇用保険非加入者	1. 世帯全員の住民票(続柄の記載があるもの)の写し 2. 雇用保険失業給付に伴う誓約書1 3. 退職証明書コピー 4. 従前健保喪失証明書コピー	5. 給与明細1ヶ月分のコピー	1. 市区町村(発行日から3ヶ月以内のもの) 2. 当組合ホームページ 3. 4. 5. 退職された勤務先
		失業給付受給終了者	1. 世帯全員の住民票(続柄の記載があるもの)の写し 2. 雇用保険受給資格者証コピー(両面) ※ 支給終了の記載があるもの		1. 市区町村(発行日から3ヶ月以内のもの) 2. 公共職業安定所(ハローワーク)

申請理由が下記に該当する場合は、追加で下記書類の提出が必要です。

	障害者	1. 障害者手帳のコピー		1. 市区町村
	出産・傷病手当金・労災保険の給付金受給者	1. 保険給付支給決定通知書コピー (日額3,612円未満・60歳以上5,000円未満のみ受給中認定可)	【金額と給付期間が確認できるもの】	1. 従前健保 (労災保険は労働基準監督署)
注意	養子縁組の確認には戸籍謄本が必要です。養子縁組しない場合は続柄は「妻の子」となり同居が認定条件になります。 子の別居の場合、単身赴任・通学の場合は送金免除・それ以外の別居は追加で書類が必要で再審査となります。⇒添付一覧表④別居参照			